

電氣設備工事共通仕様書

平成30年4月
横浜市港湾局

目 次

第1章 一般事項	1
1 適用範囲	
2 仕様書等の適用順位	
3 参照資料	
4 官公庁その他手続	
5 公共事業労務費調査等の協力	
6 工事实績データの登録	
7 施工体制台帳、下請契約調書の提出	
8 工事現場における施工体制等の点検	
9 個人情報の保護	
10 工事の一時中止	
11 ワンデーレスポンス	
第2章 工事関係書類	2
1 施工計画書	
2 施工図	
3 工事写真	
第3章 工事現場監理	2
1 電気工作物の維持管理	
2 工事現場の管理	
3 安全管理指定工事	
4 解体材料及び建設副産物の処理、舗装切断作業時に発生する排水処理	
5 工事の保険	
6 表示板の設置	
第4章 機器及び材料	3
1 機器及び材料等の承諾	
2 室内に使用する接着剤、塗料	
3 グリーン購入の推進について	
4 製作承諾図、見本などの提出	
5 機材の検査等	
第5章 施工	4
1 足場仮設	
2 施工の立会い	
3 施工の試験	
4 揮発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理	
5 揮発性有機化合物の室内濃度の測定	
第6章 工事検査	4
1 工事検査及び中間技術検査	
2 かし点検及びかし修補確認	

第7章	完成図等	5
1	完成図書の提出	
2	設備図の提出	
3	電子納品	
4	工事写真	
第8章	その他	5
1	工事用電力、用水について	
第9章	港湾局機器仕様	5
1	じんあい及び塩害対策	
2	主回路の色別基準	
3	盤類鍵	
4	盤操作押ボタンの配置	
5	ケーブル銘板	
6	マンホール鉄蓋	
7	予備用地中管路の導入線	
第10章	提出書類	7
1	着手時	
2	施工時	
3	完成時	
4	完成後	
5	その他	

電気設備工事共通仕様書

(2018-4 改訂)

第1章 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、横浜市港湾局の発注する電気設備工事に適用するもので、工事請負契約約款に定める仕様書の構成の一部とする。

2 仕様書等の適用順位

現場説明書、設計書、図面及び仕様書等（以下「設計図書」という）は、相互に補完するものであるが、設計図書間に相違がある場合の優先順位は以下の通りとする。

仕 様 書	建築 電気	土木・ 電気 通信
現場説明の質問に対する回答書	1	1
現場説明書	2	2
特記仕様書	3	3
設計書・設計図面	4	4
電気設備工事共通仕様書(横浜市港湾局)	5	5
電気設備工事特則仕様書(横浜市建築局)	6	
横浜市土木工事共通仕様書(横浜市財政局)		6
電気設備工事施工マニュアル(横浜市建築局編集)	7	7
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)	8	
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)		
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)		
電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省技術調査課電気通信室編集)		8

※電気仕様書(横浜市港湾局)の特記仕様書等の項目で1. 横浜市土木工事共通仕様書が指定されている場合は[土木・電気通信]の優先順位を、ない場合は[建築電気]の優先順位を適用する。

- 3 参照資料
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 4 官公庁その他手続
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 5 公共事業労務費調査等の協力
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 6 工事实績データの登録
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 7 施工体制台帳、下請契約調書の提出
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 8 工事現場における施工体制等の点検
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 9 個人情報保護
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 10 工事の一時中止
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。
- 11 ワンデーレスポンス
電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

第2章 工事関係書類

- 1 施工計画書
横浜市土木工事共通仕様書(横浜市財政局)同項参照。
- 2 施工図
本工事に必要な施工図は、施工に先立ち遅滞なく作成し、監督員に提出し承諾を受ける。
- 3 工事写真
電気設備工事施工マニュアル（横浜市建築局編集）同項およびデジタル写真管理情報基準(横浜市財政局)参照。

第3章 工事現場監理

- 1 電気工作物の維持管理
請負人は工事範囲内の電気工作物について、受電開始から引渡しの日までの間、本市電気主任技術者のもとに、請負人の責任と負担において当該電気設備の維持管理を行う。
- 2 工事現場の管理
(1) 工事現場の管理について、請負人は安全管理者、衛生管理者及び防火責任者等関係法令等に定められているものについては、工事着手前に選任し、監督員に届け出を行いその任

にあたらせる。

(2) 工事現場の周囲は適切な防護措置を行い、必要に応じ交通整理等を行うなど、不慮の災害を起こさないようにする。防護措置等の設置については、工事着手前に監督員と協議する。

(3) 工事現場においては、みだりに火気を使用しない。やむを得ず使用する場合には、あらかじめ監督員に申し入れ、必要な書類を管理者に届け出て承諾を得る。

他、電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）第8章その他参照。

3 安全管理指定工事

「港湾局工事安全管理実施要領」により指定された「安全管理指定工事」の施工は、「安全管理指定工事特記仕様書」（横浜市港湾局）による。

4 解体材料及び建設副産物の処理、舗装切断作業時に発生する排水処理

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項および同仕様書（横浜市建築局）第8章その他参照。

5 工事の保険

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

6 表示板の設置

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

第4章 機器及び材料

1 機器及び材料（以下、機材という）等の承諾願

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

2 室内に使用する接着剤、塗料

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

3 グリーン購入の推進について

工事で使用するグリーン購入特定調達物品等は「横浜市グリーン購入の推進に関する特記仕様書」（横浜市港湾局）による。

4 製作承諾図、見本などの提出

請負人は、機器類の製作にあたり、設計図書と照合し、検討した製作承諾図、見本などを監督員に提出し、承諾後に製作に着手する。

5 機材の検査等

(1) 設計書で定められた工場製作機材は、その機器の性能試験を製造工場で実施し、これに、合格したのち現場に搬入する。

なお、工場等での立会い検査を行う場合は、事前に製品検査要領書などを添付した場外検査申請書を2部提出する。

(2) 上記(1)の検査後、試験成績書、記録などを作成し、監督員に提出する。

他、電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

第5章 施工

1 足場仮設

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

2 施工の立会い

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

3 施工の試験

(1) 工事にかかわる電気設備は、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、耐圧試験及び機器類の動作機能などの試験を行い、この試験に合格したのち通電を開始する。

(2) 上記(1)による各種試験及び検査については、試験成績書、記録などを作成し、監督員に提出する。

(3) 監督員が指示した不良箇所は、機能や外観並びに工事の進ちよく等に支障をきたさないように手直しを行う。

(4) 試験に要する費用は、すべて請負人の負担とする。

4 揮発性有機化合物含有材料の施工中の安全管理

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）第8章その他参照。

5 揮発性有機化合物の室内濃度の測定

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

第6章 工事検査

1 工事検査及び中間技術検査

電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

2 かし点検及びかし修補確認

請負人は、担当職員または担当係長が行うかし点検に立会う。

請負人は、かし点検において、かしがあると認められたときは、そのかし修補を行い、かし修補の報告を行う。

点検は引渡しの日から1年以内に行う。（原則として引渡しの日から起算して11ヶ月を経過以降、12ヶ月経過する以前の期間）

かし点検の対象工事は原則以下のとおり（軽微な工事等で工事担当課長が認めたものは、かし点検の対象としない。）

(1) 新築、増築、改築に係わる電気設備工事

(2) 改修工事で、工事請負金額が2,500万円以上の電気設備工事

第7章 完成図等

1 完成図書の提出

請負人は、完成図書の作成を、監督員の指示により行い工事完成日までに提出する。契約時に監督員よりCADデータの提供を受けた場合は、これを訂正した完成図を作成して電子媒体（CD-R等）に収めて提出する。（CADデータのファイル形式はSXF、DWG、DXFのいずれかを用いる）

また既設改修、増築などの工事については管理用設備図（2部）の更新または訂正を行う。

2 設備図の提出

請負人は新築、改築等の工事では完成図書とは別に、管理用設備図を作成し提出する。設備図の形状は金文字黒表紙、2穴パイプファイルとする。綴じこむ書類は監督員の指示による。

3 電子納品

特記による電子納品対象工事は、完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品要領」に基づいて作成し、電子媒体（CD-R等）で納品する。

なお、電子納品の対象とする資料の範囲は、「電子納品運用ガイドライン」をもとに（<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/yokohamadensi.html>）、事前協議チェックシートなどにより監督員と協議を行い決定する。

4 工事写真

検査等で印刷物を作成する場合、写真簿はA4版とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで5年間以上顕著な劣化が生じないものとする。詳細は監督員と協議の上決定する。

第8章 その他

1 工事用電力、用水について

工事用電力、給水、ガスなどは、監督員と打ち合わせのうえ、関係法規の規定に従って設備するものとし、かつ、設備費及び使用料金は、すべて請負人の負担とする。

他、電気設備工事特則仕様書（横浜市建築局）同項参照。

第9章 港湾局機器仕様

1 じんあい及び塩害対策

屋外に設置する機材は、じんあい及び塩害に特に留意し、耐食性に優れるステンレス等の素材のものを使用する。盤類の製作にあたっては塗装、構造について監督員と十分協議を行う。

また、ボルト、ビスなどは、ステンレス又は黄銅ニッケルクロムめっき製若しくは溶融亜鉛めっき製とする。

2 主回路の色別基準

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）同項参照。既設設備に関する色別は、監督員の指示による。

なお、単相2線式200Vは、赤・黒とする。

3 盤類鍵

受配電、分電盤等の施錠装置は、次の仕様品（表1）を標準とする。

表1 盤類施錠装置の標準仕様表

盤種別	屋内盤用		屋外盤用	
	本体	鍵	本体	鍵
高圧盤	防水ハンドル型 型番 A-140 材質 亜鉛合金	番号 TAK YKD	防水ロックハンドル型 型番 A-1172 材質 ステンレス鋼鋳物	番号 A-172-H
	平面ハンドル型 下記鍵 [TAK] 装備製品	番号 TAK YKD	防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼鋳物・亜鉛合金(A-172)	番号 A-172-H
低圧盤	平面ハンドル型 下記鍵 [TAK] 装備製品	番号 TAK YKD	防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼鋳物・亜鉛合金(A-172)	番号 A-172-H
	平面ハンドル型 下記鍵 [TAK] 装備製品	番号 TAK YKD	防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼鋳物・亜鉛合金(A-172)	番号 A-172-H
弱電盤・端子盤	平面ハンドル型 下記鍵 [TAK] 装備製品	番号 TAK YKD	防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼鋳物・亜鉛合金(A-172)	番号 A-172-H
	平面ハンドル型 下記鍵 [TAK] 装備製品	番号 TAK YKD	防水ロックハンドル型 型番 A-1172・A-172 材質 ステンレス鋼鋳物・亜鉛合金(A-172)	番号 A-172-H

注 本表の型番、鍵番号及び材質等は、タキゲン製造株式会社の製品仕様を適用する。他社製品の場合は、表1製品仕様の同等品とする。

4 盤操作押ボタンの配置

受配電、分電盤等の操作押ボタンの操作内容に対応して、操作押ボタンの配置別及び色別等について、次の仕様（表2）を標準とする。

(1) 操作押ボタンの配置及び色別等（正面から見た状態）

表2 操作押ボタンの配置及び色別等

配置・色別 種別	操作種別	押ボタン配置別		押ボタンの 本体色色別	表示灯の 灯色色別
		左右配置	上下配置		
無照光式 押ボタンスイッチ	閉路（入・ON）	右側	上側	緑色or黒	赤色
	開路（切・OFF）	左側	下側	赤色	緑色
照光式 押ボタンスイッチ	閉路（入・ON）	右側	上側	赤色	赤色
	開路（切・OFF）	左側	下側	緑色	緑色

(2) 操作押ボタンの取付穴の寸法

操作押ボタンの取付穴の寸法は、直径30mmを標準とする。

5 ケーブル銘板

記入は彫刻とし、種別、ケーブルの種類、区間などを明記する。（港湾局ホームページ参照）

ケーブルの布設に際しては、ケーブルの立ち上がり及びマンホール、ハンドホール内の電源側又は上位側配管口にアクリル銘板を取り付ける。

6 マンホール鉄蓋

仕様は「港湾局マンホール鋳鉄ふたの設置に関する特記仕様書」(平成29年4月)による。

7 予備用地中管路の導入線

予備用地中管路の導入線は、銅線又はナイロンロープなど耐久性に優れ、将来のケーブル布設に際して支障なく使用出来る材料を使用する。

第10章 提出書類

1 着手時

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 工事着手届出書 | 1部 |
| (2) 請負代金内訳書 | 1部 |
| (3) 工程表 | 1部 |
| (4) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者選定通知書 | 1部 |
| (5) 建設業退職金共済証紙購入状況等報告書 | 1部 |
| (6) 電子納品事前協議シート | 1部 |
| (7) 請求書、保証証書(前払金がある場合) | 1組 |

2 施工時(必要に応じて提出する)

- | | |
|---|-----|
| (1) 工事打合せ簿 | 2部 |
| (2) 仮設並びに施工計画書(工事安全指定工事、監理技術者を必要とする工事、その他監督員が命じた場合) | 2部 |
| (3) 登録内容確認書(写し)(工事請負金額500万円以上の工事) | 2部 |
| (4) 工事用材料等承諾願(すべての工事において提出) | 2部 |
| (5) 機器承諾図 | 必要数 |
| (6) 設計図書に指定された工事材料検査申請書(機材現場搬入前) | 2部 |
| (7) 施工体制台帳(下請契約を締結する工事) | 1部 |
| (8) 工事月報 | 2部 |
| (9) 産業廃棄物処理(計画・報告)書及びマニフェストの写し | 2部 |
| (10) 場外検査申請書 | 2部 |
| (11) 工事完成期限延長申請書 | 1部 |
| (12) 工事出来形部分検査申請書 | 1部 |
| (13) 臨機措置通知書 | 1部 |
| (14) 現場休業届・緊急連絡先 | 2部 |
| (15) 事故報告書 | 2部 |
| (16) 停電承認願(安全チェックシート共) | 2部 |

3 完成時

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 工事完成届出書 | 1部 |
| (2) 指定部分に係る工事完成届出書(部分引渡しを行う場合) | 1部 |

(3) 請求書	1 組
(4) 工事目的物引渡書	2 部
(5) 登録内容確認書（写し）（工事請負金額 5 0 0 万円以上）	1 部
(6) 建設業退職金共済証紙受払簿（共済証紙を受払いした時）	1 部
(7) 建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（共済証紙を受払いした時）	1 部
(8) 完成図書	必要数
(9) 設備図（新築、改築工事等の工事）	必要数
(10) 電子媒体納品書	1 部
4 完成後（必要に応じて提出する）	
(1) かし点検報告書	1 部
(2) かし修補報告書（かしがある場合）	1 部
5 その他	
(1) 監督員が必要と認めた提出書類（随時提出）	必要数

上記書類は港湾局ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/business/denki/kouji.html>